



合理的配慮の提供について 意識を高く！

学校においては、平成28年から合理的配慮の提供が義務化されていましたが、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年からは行政機関等（学校含む）だけではなく、民間事業者も合理的配慮が義務化されました。

学校に関わるすべての人（教師・保護者・生徒・地域の方々）が合理的配慮について意識を高く持つ必要があります。

合理的配慮は、不特定多数の児童生徒に共通する配慮としての「基礎的環境整備」の土台の上に、さらなる配慮を個別に提供するものです。

基礎的環境整備（8観点）

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人材配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

学校における合理的配慮の観点（3観点）

- ①—1 教育内容
- ①—2 教育方法
- ② 支援体制
- ③ 施設・設備

学校で合理的配慮を提供するまでの流れ

意思の表明

（担任等からの気づきから検討される場合を含む）



障害の状態や学校生活上で困っていることの実態把握



ケース会議や校内委員会などで対応を検討
関係者で情報共有



合理的配慮の決定・提供



専門アドバイザーを活用してください！

過度な負担がある場合は、代替案を検討



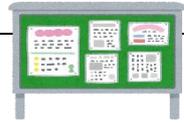
裏面に続きます



合理的配慮の具体事例



事例 1	<p>体調不良（または情緒不安定）が続いているために、長い時間教室で学習ができないかもしれない。体調不良を訴えた場合には一時的に休ませてほしい。</p> <p>➡保健室の一角に、いつでも休息できるスペースを確保した。本人の訴えに応じて休息した。</p> <p>➡無理のない範囲で学習活動を継続した。</p>
事例 2	<p>精神障害があるため、教室で授業を受けることが難しい。</p> <p>➡校内で協議し、別室や保健室への登校を認めることにした。</p>
類似例	<p>多数の生徒がいる環境では集中できない。</p> <p>➡教室にカメラ、別室にモニターを設置し、別室で受講できるようにした。</p>
事例 3	<p>特定の授業を受けると不安が強まり過呼吸になるので、授業内容をあらかじめ知りたい。</p> <p>➡生徒には授業内容を事前に知らせることとした。</p>
事例 4	<p>緊張が著しいので、授業のグループワークで口頭による発表や応答が難しい。</p> <p>➡発表する内容を事前に周知し、代読による発表や筆談による応答を許可した。</p> <p>以降は緊張が緩和されて、自発的に発表ができるようになった。</p>
類似例	<p>原稿を読んだり音声化したりすることは難しいが、代読ではなく自分で表現したい。</p> <p>➡iPad を使用し、発表内容を文字入力してテキスト化した。</p> <p>➡発表の場面では、読み上げ機能を活用し自分の考えを発表するようにした。</p>
事例 5	<p>授業で他者とコミュニケーションを取るときや難しい課題に取り組むとき、緊張やパニックが起ることがある。</p> <p>➡緊張したり気分が悪くなったりしたときは、教室から一時的に退室することを認め、クールダウンさせることにした。</p>
事例 6	<p>掲示物が視界に入ると集中できない。</p> <p>➡掲示スペースを教室の後ろ側へ移設した。</p>
事例 7	<p>椅子を引きずる音に敏感に反応してしまい、授業中の先生の声や友達の声が聞き取りにくい。</p> <p>➡椅子を引きずる音を減少できるよう、全ての机と椅子の脚に防音加工を施した。</p> <p>（全ての机や椅子の脚に不要になったテニスボールを装着した。）</p>
事例 8	<p>書くことや読むことの困難さがあるため、本人が取り組めるよう言葉かけや支援をしてほしい。</p> <p>➡テストの際、問題文の読み上げや時間の延長をした。</p> <p>➡授業者がポイントのみ穴埋めできる板書ノートを作成し配布することで、書く量を少なくした。</p>
事例 9	<p>ASD、ADHD の診断を受けており、感覚過敏や本人独特のこだわりがある。学校環境に適応し、自信をもって学校生活を送れるように配慮してほしい。</p> <p>➡発達障害に関する校内研修を実施し、全ての教職員が障害特性について理解を深められるようにした。</p> <p>➡個別の指導計画に基づいて、校内の教員が連携して一貫した支援を行うことで、学校環境に適応できるようにした。</p>



群馬県立館林高等特別支援学校 専門アドバイザー 藤井 絵美
 〒374-0046 群馬県館林市上三林町197番地
 Tel 0276-71-1000
<https://kankoutoku-ses.gsn.ed.jp>

随時、相談を受け付けています。特別支援コーディネーターの先生を通して連絡をお願いします。